

新行財政改革大綱

平成22年度 実施計画

平成22年5月
秋 田 県

目 次

I 市町村・民間との協働や連携

1 市町村との協働、連携の推進	1
(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営	
(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進	
2 市町村・民間との役割分担	4
(1) 市町村に対する権限移譲の推進	
(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	
(3) アウトソーシングの推進	
3 多様な主体との協働の推進	7
(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を 推進するための環境整備	
(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成	
4 秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信	9
(1) 知事と県民との対話の推進	
(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり	
(3) 秋田をアピールする情報発信	

II 職員の意識改革とサービス向上

1 職員の能力向上と意識改革	12
(1) 職員研修の見直し	
(2) 専門性を持った職員の計画的育成	
(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進	
(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し	
2 不断の業務改善の推進	16
(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善	
(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用	
(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し	
3 県民の利便性の向上	19
(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化	
(2) 電子自治体の推進	
(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進	
(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進	
4 県政運営の公正の確保と透明性の向上	23
(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進	
(2) 職員の再就職に関する透明性の確保	

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1 職員数の見直し	2 5
(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し	
(2) 出資法人等への関与の縮小	
2 知事部局の組織の再編・見直し	2 7
(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編	
(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し	
3 知事部局以外の機関の改革	3 0
(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上	
(2) 県立高等学校の統合	
(3) 警察本部の改革	
(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討	
(5) 議会事務局サポート機能の強化	
4 地方独立行政法人の経営改善	3 6
(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立	
(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進	

Ⅳ 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保	3 8
(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保	
(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援	
2 歳出の見直し	4 0
(1) 人件費の縮減	
(2) 県単独補助金の見直し	
(3) 公共投資の重点化及びコスト削減	
(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減	
(5) 県債発行額の抑制（臨時財政対策債を除く）によるプライマリー バランスの黒字確保	
3 歳入の確保	4 5
(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上	
(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進	
(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等	
(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用	
4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進	4 9
(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	
(2) 経営評価の実施と経営健全化	

I 市町村・民間との協働や連携

1 市町村との協働、連携の推進

(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営

一連番号

1

所管部課

企画振興部 市町村課 (1144)

1 改革の概要

- 少子高齢化、地方分権等が進展するとともに、経済財政環境が一段と厳しさを増す中、県と市町村が協働し、その総合力で住民サービスの向上、地域の自立や活性化、県勢の発展等を図っていくため、双方向で政策等の提案を行い、対等な立場で議論し、合意形成に努める場として、秋田県・市町村協働政策会議を設置します。また、総会のほか必要に応じて地域会等を開催します。

2 平成22年度の取組内容

■ 協働政策会議の開催

知事と全市町村長とで協議する総会を5月と10月に開催します。

- ・ 県と市町村の機能合体や双方が協働で取り組むべき政策、その他県・市町村の行財政運営に関する重要な事項等を審議します。
- ・ 県としては、特に、市町村との機能合体や政策連携について積極的に提案していきます。

■ 地域会の開催

知事と特定地域（県北・中央・県南単位等）の市町村長とで地域課題等について協議する地域会の開催に向けて市町村と調整を進めます。

(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進

一連番号

2

所管部課

企画振興部 市町村課 (1144)

1 改革の概要

- 住民サービスの向上、事務事業の効果的・効率的実施、行政コストの縮減等を図る観点から、県と市町村が重複等して実施している事務事業について、双方合意のもとに、機能合体（業務の共同化や一体化）等を推進します。

2 平成22年度の実施内容

■ 新たな機能合体に向けた取組

- 庁内に「機能合体等推進会議」を設置（4月）
- 平鹿地域振興局と横手市をモデルとした機能合体の研究、推進
- 地方自治法改正を踏まえた組織の共同設置の検討
- 事務所の相互利用の推進（市町村職員の東京事務所活用、仙北地域振興局内に大仙市建築確認部署を設置）（4月）

■ 既定7分野の取組

○ 観光振興

- ・ 県・仙北市による観光振興組織の共同運営（4月～）
県・仙北市が旅行商品の企画・販売、広域観光案内等を行う仙北市ツーリスト・インフォメーション・センターを共同運営（設置場所は角館駅前）。
- ・ 県・横手市による観光振興組織の共同設置に向けた検討
県（平鹿地域振興局）・横手市の機能合体の一環として、観光振興組織の共同設置について検討。
- ・ 県内各地域での推進
県内各地域において、機能合体組織の設置に向け、課題や方策について検討するとともに、市町村との共同事業に取り組む。

○ 地方税徴収対策

- ・ 県と全市町村とで「秋田県地方税滞納整理機構」を設立（4月）
事務局及び実働を担う組織として「徴収特別対策室」を設置（秋田地方総合庁舎内、県職員及び市町村派遣職員で構成）

○ 各種相談業務（WEB 会議システムの導入）

- ・ 県と市町村との相談業務に WEB 会議システムを導入（5月）
導入団体：能代市、男鹿市、北秋田市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、東成瀬村
相談業務：消費生活、福祉（福祉全般、児童相談、女性相談）、定住促進等
県の対応機関：生活センター、地域振興局福祉環境部（北福祉事務所、南福祉事務

所)、児童相談所(北、南)、女性相談所、東京事務所、福祉政策課、子育て支援課、県民文化政策課消費生活室、雇用労働政策課、市町村課等

○ 消費生活相談

- ・ 県北・県南への生活センターのサブセンター設置(平成23年度)に向けた準備
設置準備: 県北・県南への設置場所を9月までに決定し、開設準備
人材育成: 新たな相談体制に向けた県職員、市町村職員のための研修実施

○ 職員研修

- ・ 県・市町村が共同して職員研修を実施
県と市町村が研修の企画段階から協議し、市町村職員の受講数拡大を図るとともに、出前講座を含めた効果的・効率的カリキュラムづくりを実施(政策法務等26講座)

○ 下水道

- ・ 秋田県生活排水処理事業連絡協議会の設置(4月)
県と市町村の下水道事業所管課長等による「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を設置し、下水道や農業集落排水など生活排水処理に関する県と市町村との協働事業の計画立案および事業の円滑な推進を図るための連絡調整を行う
- ・ 汚水、汚泥の広域・共同処理化に向けた可能性調査等
県流域下水道を活用した汚水、汚泥の広域・共同処理化に向けた可能性調査、汚泥焼却灰の建設資材化のための分析試験等を実施

○ 道路維持管理

- ・ 道路の交換除雪
県と市町村の交換除雪道路網の更なる拡大
- ・ 道路パトロール
国県道と市町村道の道路パトロールを一体化する路線を選定し、試行

2 市町村・民間との役割分担

(1) 市町村に対する権限移譲の推進

一連番号

3

所管部課

企画振興部 市町村課 (1142)

1 改革の概要

- 市町村が自立的、主体的に個性豊かな地域づくりを展開するとともに、地域住民が最も身近な市町村から総合的な行政サービスの提供を受けることができるようにするため、知事や教育委員会の権限に属する事務を市町村に移譲します。
- 権限移譲に当たっては、財政的支援を行うとともに、個別の説明会の開催や実務研修の充実、専門的知識を有する県職員の派遣のほか、移譲後の県の相談体制を整え、移譲を受ける市町村において事務が円滑に処理されるよう支援していきます。

2 平成22年度の実施内容

■ 市町村への権限移譲の推進に関する条例による権限移譲の推進

国の地域主権改革の推進状況を踏まえながら、次の観点から市町村に対して新規移譲事務の受け入れを働きかけます。(5月～10月)

- ・多くの市町村が受け入れている項目について、未移譲の市町村に対する働きかけ
- ・重点項目を選定し、関係市町村に対する働きかけ
- ・内閣府地方分権推進委員会第1次勧告で基礎自治体に権限移譲すべき事務とされ、本県の権限移譲条例で既に対象となっているものについて、市に対する働きかけ

■ 権限移譲に伴う各種サポートの充実

(権限移譲サポーター制度の創設)

- ・移譲事務毎、対象市町村毎に県担当職員を権限移譲サポーターとして登録し、権限の受け入れ準備から移譲後の事務遂行まで包括的にサポートできるよう、支援体制を強化します。(4月～)

(財政的支援)

- ・財政的支援に係る算定根拠の事前提示(5月)
- ・受入準備及び移譲事務の処理に要する経費についての財政的措置(4・10月)

(人的支援)

- ・県機関への実務研修員の受け入れ、現地調査への同行など市町村職員のスキルアップの支援(随時)
- ・権限移譲の受入状況を勘案した県職員の派遣(4月～)

(情報提供等)

- ・市町村職員を対象とする権限移譲事務説明会の開催(6月～)
- ・移譲後に適切な事務処理が行えるよう、研修会の実施及び事務処理マニュアル等の提供(随時)
- ・条例、規則等の法的整備が必要なものについての助言・協力

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■権限移譲率	%	目 標	46.5	55.0	70.0	73.0	75.0
		実 績	(21年度)				
		達成率					

(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進

一連番号

4

所管部課

産業労働部 観光課 (2261)
生活環境部 県民文化政策課 (1552)
健康福祉部 福祉政策課 (1313)
企画振興部 市町村課 (1144)

1 改革の概要

- 地域の実情に応じた効果的・効率的な施設運営を促進するため、県有施設のあり方や必要性を再検討し、地元自治体や民間への譲渡を進めます。
- 県有観光施設の譲渡に向けて交渉を実施し、地元自治体や民間への譲渡を進めます。
- 湯沢雄勝広域交流センターを地元自治体へ譲渡します。(平成22年4月)
- 県有社会福祉施設について、障害者自立支援制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、自立した運営形態への転換を進めるため、地元市町村や民間と協議を行い、譲渡又は貸与に向けた検討を進めます。
- 地域活性化施設について、地元自治体や民間と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

2 平成22年度の実施内容

- 県有観光施設の譲渡に向けた交渉の実施
対象観光施設について地元自治体等と譲渡に向けた話し合いを実施します。(4月～)
- 湯沢雄勝広域交流センターの譲渡
湯沢雄勝広域交流センターを地元自治体へ譲渡します。(4月)
- 県有社会福祉施設の譲渡・貸与
 - ・譲渡・貸与に関する基本方針や施設ごとの課題等を整理・検討するとともに、譲渡・貸与予定先との協議を進めます。(4月～10月)
 - ・平成23年4月からの円滑な実施に向けた事務手続きを進めます。(11月～3月)
- 地域活性化施設の譲渡に向けた働きかけと譲渡条件、問題点等の検討
引き続き地元自治体等へ譲渡受け入れの働きかけを行います。(4月～9月)
地元自治体の意向を踏まえ、譲渡条件、問題点等の検討を行います。(10月～3月)

3 数値目標

指 標 名	単位	現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県有施設の譲渡又は貸与の実施施設数	施設数	1 (21年度)	1	8	1	1
	目標実績達成率					

(3) アウトソーシングの推進

一連番号

5

所管部課

総務部 総務課 (1054)

1 改革の概要

- 「民間にできることは民間に」という役割分担の観点から、事務事業の一層のアウトソーシングを推進します。
- アウトソーシングを検討する事務事業の中で課題の解決を必要とするものについてリストを公表し、企業、NPOなどからのアウトソーシングの具体的提案を募集して提案者と意見交換する「秋田県版協働化テスト」を引き続き実施します。

2 平成22年度の取組内容

■ アウトソーシングに向けた事務事業の点検

「民間で実績のあるものは何か」という観点で県の事務事業を点検し、アウトソーシングを検討します。(6月～9月)

特に、他県や市町村においてアウトソーシングしている事務事業について、重点的に検討します。

■ 秋田県版協働化テストの実施

平成21年度に実施した秋田県版協働化テストの結果を踏まえ、提案をアウトソーシングの実現に結び付ける具体策を検討します。(6月～9月)

- ・公益法人制度改革に係る情報提供・普及啓発
- ・公益法人等の相談対応業務
- ・会議の議事録作成業務
- ・メンタルヘルス対策事業に関する業務
- ・自動車税の電話催告等に関する事務
- ・定期健康診断未受診者対策に関する事務

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■事務事業の新規アウトソーシング数	件	目 標	16	15	15	15	15
		実 績	(20年度)				
		達成率					

3 多様な主体との協働の推進

(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を推進するための環境整備

一連番号

6

所管部課

企画振興部 地域活力創造課 (1245)

1 改革の概要

- 県民の協働に対する理解を広げ、企業やNPO、大学等が持つ良さや強みを活かした協働を推進します。
- 県民や企業等が地域活動を継続的に支える仕組みである「あきたスギッチファンド」の運営を支援するとともに、「秋田県協働推進ガイド」を活用して県と多様な主体との協働事業を推進します。
- NPO等地域活動団体の活動や社会貢献活動を行う企業のCSR（企業の社会的責任）情報を、市民活動ネットや情報誌を通じて広くPRすることにより、多様な主体の協働を支援します。

2 平成22年度の実施内容

- 企業やNPOとのワークショップの開催（6月～3月）
企業とNPO等がお互いを知り、接点をつくるとともに、CSR活動に積極的な企業とNPO等との具体・実証的な協働の可能性を検討するワークショップ・セミナー等を県北・中央・県南地区で開催します。（各地区2回予定）
- あきたスギッチファンドへの補助・運営への参画（通年）
ファンドを運営するNPO法人に対し、次の支援を実施します。
 - ・安定した寄付等収入を確保するための「資金調達支援員」の配置（1人）
 - ・助成のための資金及び広報費等に対する経費の支援
 - ・ファンドの運営委員及び選考委員としての参画と広報活動や助成先の選考など助成事業の実務等に係るアドバイス
- 多様な主体との協働事業の推進（通年）
「秋田県協働推進ガイド」に基づき、県とNPO、県と企業などが、協働による地域課題の解決や地域活動を推進するとともに、庁内の「協働推進連絡会議」において、全庁的な体制で進行管理を行います。
- 情報誌・市民活動情報ネットによる市民活動情報の発信
NPO等地域活動団体やその取組み、企業のCSR情報などを広く提供するため、市民活動情報誌を年10回発行します。また、市民活動情報ネットを通じて情報発信します。

3 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県とNPO等との協働件数	件	目 標 実 績 達成率	87 (20年度)	90	95	100	105

(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成

一連番号

7

所管部課 企画振興部 地域活力創造課 (1245)

1 改革の概要

- 協働による地域づくりに対する理解を深めるため、行政職員やNPO等の関係者を対象とした協働セミナーを実施します。
- 多様な主体との合意形成を行い協働をコーディネートすることのできる人材の育成を図るため、行政職員、NPOやその中間組織の関係者のほか、地域の活性化に取り組む企業、団体等を対象とした協働コーディネーター研修を実施します。

2 平成22年度の実施内容

- **協働セミナーの実施**（7～11月の間、1回開催）
身近な行政主体である市町村とNPO等との協働を推進するため、県及び市町村職員、NPO等関係者を対象とした、地域コミュニティと協働に関するセミナーを開催します。（200名程度参加予定）
 - **協働コーディネーター研修の実施**（7～11月の間、1回開催）
行政職員、NPO中間支援組織職員、地域づくり団体などを対象に、多様な主体との協働を推進するコーディネーターとして必要な専門知識及び技術を習得する研修を実施します。（宿泊研修を予定）
- 【注釈】NPO中間支援組織：市民活動を行う団体の運営又は活動に関する相談業務や情報提供などを行う組織。

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■協働コーディネーター研修受講者数※累計 (協働コーディネーター育成数※累計)	人	目 標	29 (21年度)	60 (40)	90 (50)	120 (60)	150 (70)
		実 績					
		達成率					

4 秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信

(1) 知事と県民との対話の推進

一連番号

8

所管部課

総務部 秘書課 (1032)
企画振興部 総合政策課 (1217)
総務部 広報広聴課 (1071)

1 改革の概要

- 「県政の主人公は県民」との理念のもと、あらゆる機会をとらえ、学生など若い世代をはじめ様々な世代の県民との対話に努めます。
- 知事が直接県民と対話し、県民の意見を各種計画の策定、施策等の推進や予算編成に反映させるため、各地域振興局単位で、意見交換会を実施します。
- 「あきた！元気チャンネル」などの広報番組の収録や各種会合のため、知事が各地域を訪れる機会を利用し、知事と出席者が気軽に意見交換を行うなど、現地や現場での対話を進めます。
- 「知事への手紙」、パブリックコメント（県民意見提出手続）などに寄せられた県民の意見・提言を県政に生かします。

2 平成22年度の取組内容

■ 知事と県民との意見交換会の実施

・知事と県民の座談会形式の意見交換会を県内16会場（各地域振興局2カ所）で実施します。またこの中で、県政に若者の意見を反映させることを目的に、学生等との意見交換会を実施します。テーマは各会場ごと観光、農業、商工業振興、働く場の確保、地域づくり、少子化などから選択します。（7月）

■ 現地、現場での対話の推進

広報番組「あきた！元気チャンネル」の収録で、知事が各地域を訪れる機会を利用し、知事と番組出演者等との意見交換を行うなど、現地や現場での対話を推進します。
（5月、8月、11月、2月）

■ 広聴活動の実施

県民からの意見等を幅広く受け、その内容を担当部局において新たな取り組みへの契機としたり、業務改善等に役立てます。（4月～）

パブリックコメント（県民意見提出手続）の対象を拡大し新たに、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針を加えることでより多くの県民の意見・提言を県政に反映させ、公正の確保と透明性のより一層の向上を図ります。（4月～）

(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり

一連番号

9

所管部課

企画振興部 総合政策課 (1217)
総務部 総務課 (1054)

1 改革の概要

- 県民の意見や提言に耳を傾け、民間の発想を取り入れた計画づくりにするため、地元民間シンクタンクや若い世代で構成された団体その他市民団体など一体となった県民参加型計画の策定方針を定め、県政への県民参加を推進します。
- 県民の多角的な視点からの幅広い意見を県政に反映させるため、審議会委員の公募制の拡大を推進します。

2 平成22年度の取組内容

■ 県民参加型計画策定方針の制定

県が計画等を策定する際に、その早い段階から県民の意見を反映させ、県民等の主体的な参加を促進することを基本として定める県民参加型計画策定方針を年度内に制定します。

■ 審議会委員の共同公募の実施

改選期を迎える審議会等において、年2回、上期と下期に共同公募を行います。

(7月、1月)

■ 審議会委員の公募制の拡大

県民の主体的参加を促し、意見を聴く機会を増やすため、現在、公募を実施していない審議会について導入に向けた検討を進め、新たに8審議会を目標に公募制を拡大します。
(共同公募実施前 6月、12月)

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■委員の公募制を導入している審議会等の割合	%	目 標	40.5	43.0	45.0	47.0	50.0
		実 績	(21年度)				
		達成率					

(3) 秋田をアピールする情報発信

一連番号

10

所管部課

総務部 広報広聴課 (1071)

1 改革の概要

- 市町村、地域団体、NPO等の元気な取組を、広報紙、テレビ等により情報発信し、県民との協働による元気なふるさと秋田の創造を目指します。
- 県のホームページ「美の国あきたネット」の「WebTV あきた」、「県職員ブログ」などのコンテンツの充実や県外向け情報誌の発行などにより、秋田の元気や魅力を国内外に向け積極的に発信します。
- 「秋田の応援団人材データ」の登録者に県政情報等を提供し、秋田の良さを発信していただくことで、県外へのPRを図ります。

2 平成22年度の取組内容

- **全庁あげての新たなイメージアップ戦略の展開**
新しい秋田づくり、セル・アキタに向けて、全庁統一的なイメージで秋田そのものの存在感をアピールし高めていくための方策を「イメージアップ戦略」として取りまとめます。また、「イメージアップ戦略」に基づく具体的な方策には、対応可能な部分から直ちに着手するとともに、予算編成に反映させ、来年度からの本格展開を目指します。(5月～)
- **広報紙等による地域活動の情報発信**
広報紙「秋田で元気に！」に、地域活動など元気を向上させる活力あふれる情報を掲載するとともに、地域振興局ごとに元気なふるさとづくりを紹介するテレビ番組を放映します。(4月～)
- **県外向け情報発信の強化**
 - ・「WebTVあきた」の内容・構成をリニューアルし魅力的に見せるほか、県職員ブログを積極的に活用し、最新情報を即時に提供します。(4月～)
 - ・メールマガジンのコンテンツを充実させ、メールマガジン登録者数(現在約3,000名)の増加を図りホームページに誘導します。(4月～)
 - ・各分野の旬のトピックスや、知事と各界の著名人との対談などを掲載した県外向け情報誌・DVDを発行します。(7月、1月の予定)
 - ・県内メディアと連携し、旬な情報や特徴ある取り組みを、首都圏のテレビ等を活用し、全国に発信します。(5月～)
- **秋田の応援団人材データ登録者への情報発信**
秋田の応援団人材データ登録者に広報紙「秋田で元気に！」や県外向け情報誌などを提供し、秋田の応援団を通じて秋田の良さを県外にPRします。(4月～)

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ホームページアクセス数	万件	目 標	300	320	330	340	350
		実 績	(20年度)				
		達成率					

Ⅱ 職員の意識改革とサービス向上

1 職員の能力向上と意識改革

(1) 職員研修の見直し

一連番号

1 1

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 改革の概要

- 実施研修すべてについて、研修評価を行うとともに他県の状況や各種研修専門機関の最新情報等をもとに科目構成や実施方法等について見直しを行い、より効果的な職員研修の実施に努めます。
- 柔軟な発想が期待できる35歳未満の若手職員に対して、自己啓発の機会を与えるため、能力開発研修の受講を促し、次代に備えた能力の養成に努めます。
- 職員の意識改革を図るため、30歳の職員を対象にキャリア開発研修を義務付けます。受講職員には自らの能力の現状や仕事観・価値観を把握させ、秋田県にどのような形で貢献していくのかを考えさせます。

2 平成22年度の実施内容

- 科目構成や実施方法等に見直しによる効果的な職員研修の実施
実施研修すべてについて、研修評価を行い、より効果的な職員研修の実施に努めます。
(4月～)
 - ・「意識」「知識」「見識」実践特別研修
意識・知識・見識とも日本一の職員を育成するため、主査級職員を対象とする5か月の集中的な研修を実施します。
 - ・トップレベルセミナーの実施
各分野における日本トップクラスの講師を招き、講演会等の開催を通して、職員の視野や知見の拡大を図るとともに、モチベーションの向上を目指します。
 - ・新規採用職員研修の充実
新規採用職員研修については、実務に関する内容を充実させ、従来の前期・後期研修に加え、中期研修を行います。(4月～)
- 若手職員の受講促進
23歳以上35歳未満の職員に対して、年1回の能力開発研修の受講を義務づけます。
(4月～)
- キャリア開発研修
30歳の職員に対してキャリア開発研修の受講を義務付けます。(4月～)

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 35歳未満職員の能力開発研修の受講者数	人	目 標 実 績 達成率	207 (21年度)	540	980	1,340	1,630
指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 30歳キャリア開発研修受講者数	人	目 標 実 績 達成率	48 (21年度)	60	110	140	170

※数値目標は22年度からの累積人数

(2) 専門性を持った職員の計画的育成

一連番号

1 2

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 改革の概要

- 業務上必要な専門的知識の取得とその積極的な活用を図るため、3年程度を標準としている人事異動サイクルの見直しを行います。
また、長期プロジェクトや地域住民との協働による新たな取組など、長期に渡り同一職員が担当することが必要となる業務については、標準的な異動サイクルにとらわれず、職員に必要な期間配置するよう、柔軟な人事配置を行います。
- 若年時における幅広い分野でのジョブローテーションを経過した後は、特定の業務を中心として異動を行うなど、職員の能力・適性を考慮した上で、特定分野における専門的知識・経験を持ち、業務遂行の中核となる職員を計画的に育成します。
- 技術職員の専門技術力の維持向上や円滑な継承を図るため、計画的な採用やバランスのとれた人事配置を行うとともに、再任用制度や外部研修等の活用を通じて職員の計画的な育成を行います。

2 平成22年度の取組内容

■ 標準的な異動サイクルの見直し

主任以下の職員について、標準的な人事異動サイクルを3年から4年に改め、専門的な知識の取得と積極的な活用を図ります。

なお、主査以上の職員については、採用後13年以上の経験を有し、既に業務上必要とされる十分な知識、経験を有することから、現行の人事異動サイクルを維持します。
(4月～)

■ 長期プロジェクト等への対応

システム開発、関係団体との協働による観光振興など、同一職員が長期に担当する必要がある業務については、所属長に対し業務進行状況等を確認し、必要な期間、職員を配置します。(4月～)

■ 特定分野での専門的職員の育成

県税、福祉、用地交渉、企業誘致等の専門的知識や長期の経験が必要とされる業務分野については、過去に同種の業務経験を有する職員を積極的に配置し、業務遂行の中核となる職員の育成を図ります。(4月～)

■ 技術職員の計画的な採用と育成

食品衛生業務、農林漁業技術普及業務、建設業務などについては、職員再任用制度を活用し、専門技術力の円滑な継承を図ります。(4月～)

国及び公益的法人等が主催する研修に職員を参加させること等により、専門技術力の向上を図ります。(4月～)

・平成22年再任用職員数	新規	15名	(技術職員数	9名)
	更新	2名	(技術職員数	1名)

(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進

一連番号

13

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 改革の概要

- 県民の視点に立った政策の立案やNPOなど多様な主体との協働による事業の推進ができるよう、職員の地域貢献活動への積極的な参加を促進します。
- 消防団員、スポーツ少年団指導者、町内会役員、PTA役員など一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員について、そうした事情を考慮した人事異動を行います。
- 職員がボランティア活動に参加しやすい環境づくりのため、現在、1日単位でしか取得できないボランティア休暇について、時間単位で取得できるよう制度改正を図ります。
- 高齢化等集落の自立と活性化に向けた取組の支援など、県民運動として進める活動について、職員が率先して参加する仕組みづくりを進めます。

2 平成22年度の取組内容

- **職員の地域貢献活動の積極的な参加の推進**
地域貢献活動に参加する際の服務上の取扱い（ボランティア休暇、職務免除の対象範囲等）など、職員が地域貢献活動に参加する際に課題となる事項について検討を行うなど、活動へ参加するための環境の整備を図ります。（4月～）
- **地域貢献活動を考慮した人事異動**
消防団員等一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員については、できる限り居住地の移転を伴わない範囲での異動を行うなど、活動事情に考慮した人事異動を行います。（4月～）
- **ボランティア休暇制度の改正**
ボランティア休暇を時間単位で取得できるよう制度を改正します。（4月～）
- **県民運動への職員参加の促進**
高齢化等集落の支援、NPO等が主催するフォーラムなど、職員が率先して参加することが求められる県民運動については、庁内LANを活用した情報提供、参加募集を行います。（4月～）

3 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 地域貢献活動参加職員割合	%	目 標	5.8	10.0	14.0	17.0	20.0
		実 績	（21年度）				
		達成率					

(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し

一連番号

14

所管部課

総務部 人事課 (1043)
教育庁 総務課 (5115)

1 改革の概要

- 業績に応じた適正な処遇を行うことにより職員の意欲を向上させるため、人事評価制度について、必要な見直しを行うとともに、評価を給与に反映させる対象範囲については、現在の課長級以上の職員に加え、課長級未満の職員への拡大を図ります。
- 教育委員会においても、人事評価における評価項目、評価手法等の精度を高め、人事評価結果について人材育成及び人事管理への更なる活用を図るため、現在、教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員を対象に実施している人事評価結果の給与反映の対象範囲の拡大を図ります。

2 平成22年度の取組内容

■ 給与反映の下位職位への拡大

評価結果についての点数制から5段階評価への変更や評価期間の見直しなど、給与反映を前提とした「人事評価実施要領」の改正を行い、課長級未満の職員についても評価結果を給与に反映させます。(4月～)

項 目	現 行	改 正 案
評価シート	業績評価＋能力評価	業績と能力のシートを分離
評価期間	4／1～3／31	業績評価：4／1～3／31 能力評価：10／1～9／30
総合評価	業績評価＋能力評価を50点満点中の点数で表示	業績評価、能力評価毎に5段階評価（S・A・B・C・D）
評価面談等	期首及び期末	業績評価：期首及び期末 能力評価：業績評価期末時
評価結果の活用	課長级以上： 昇給・勤勉手当に反映	課長級未満についても給与反映 業績評価：勤勉手当 能力評価：昇給

■ 研究職員への評価制度の適用

「研究員人事評価実施要領」に基づき行っている研究職員の人事評価について、「人事評価実施要領」との統合を図り、研究以外の職員と同一の運用が行えるよう、試験研究機関等との調整を図ります。(4月～3月)

■ 給与反映の下位職位への拡大の検討 [教育委員会]

- ・ 課長級以上の評価結果の給与への反映状況を検証し、課長級未満の事務職員等への給与反映方法を検討します。(4月～3月)
- ・ 教員の人事評価に係る評価項目、評価手法等を検証し、必要に応じ制度を見直します。(4月～3月)

2 不断の業務改善の推進

(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善

一連番号

15

所管部課

総務部 総務課 (1054)
総務部 人事課 (1043)
企画振興部 情報企画課 (4206)

1 改革の概要

- 庁内会議の効率化、執務環境の改善など、スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、業務全般にわたるきめ細かな改善を進めます。
- 職員数の縮減や新たな政策課題に充てる財源を確保するため、施策・事務事業の見直しを実施します。
- 職員間のコミュニケーションを図り、共通意識をもって業務を円滑に遂行するため、所属職員の動向や業務進行について確認する朝コミを実施します。
- 電子掲示板、共有サーバ等 I T 技術を活用し、職員間の円滑な情報共有を進め、効率的な業務の推進を図ります。

2 平成22年度の取組内容

- **業務改善のための全庁共通ルールの周知と徹底**
コスト意識を徹底し、ムダ、ムリ、ムラを排除するため、全庁的な業務改善の取組とする全庁共通ルールを周知し、その徹底を図ります。(通年)
 - ・ 庁内会議の効率化
 - ・ 電子掲示板等電子媒体の積極活用
 - ・ 執務環境の改善 (整理・整頓)
 - ・ 庁内会議でのカラーコピーの禁止
 - ・ コピー機の縮減
 - ・ 事務用品の部局一元管理
- **事務事業の見直し**
県が実施する事務事業について、「廃止」「市町村への権限移譲」「民間等への業務委託」「縮小等」「事務の簡素化・効率化」などの区分により、見直しを進めます。(6月～9月)
- **円滑な業務遂行のための職員コミュニケーションの活性化**
原則毎朝、その日の業務に関する所属職員の行動予定等の確認を班単位で実施する業務打ち合わせを行い、共通意識をもって業務を円滑に遂行するための職員間のコミュニケーションを図ります。(通年)
- **I T 技術を利用した職員間の情報共有の推進**
電子掲示板、共有サーバ等の使用方法を、研修会の開催や、使い方マニュアルの掲示により職員に周知し、I T 技術を有効に活用することで職員間の情報共有の推進を図り、業務の効率化を進めます。(通年)

3 数値目標

指 標 名	単位	現状 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■施策・事務事業の見直し業務数	業務数	—	250	250	200	200
	目標実績					
	達成率					

(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用

一連番号

16

所管部課 企画振興部 情報企画課 (4206)

1 改革の概要

- 簡素で効率的な行政運営の確立のため、「業務効率化」、「経費削減」及び「危機管理」の3要素のバランスを取りながら情報システム全体最適化を推進します。

2 平成22年度の取組内容

■ 全体スキームの企画検討

情報システム受入基盤（庁内の情報システムを受入・統合するサーバ）の受入手順、維持管理や発注業務の引受体制整備手順を検討し、将来のあるべき姿に向けたロードマップを企画します。（10月末まで）

■ 維持管理契約の統合化検討

情報システム毎に、維持管理契約の内容の整理と受託事業者との調整を行い、契約の統合化を検討し、平成23年度からは実際に事業者毎に契約を統合し、情報企画課が一括して維持管理契約を締結できるようにします。（10月末まで）

■ 情報システム受入基盤の概要設計

維持管理契約の統合化は、主に技術者人件費やライセンスの削減に関連する内容ですが、更に費用削減を図るため、ハードウェアとして情報システム受入基盤を整備します。

維持管理契約の統合化検討で収集した情報を元に、情報システム受入基盤となるサーバやネットワーク等の概要設計を行います。（10月末まで）

■ 発注業務の統合化検討

今まで各課が行ってきたIT調達を情報企画課が一括引き受けし、各課は出来上がったシステムを業務に活用する、というように調達業務を変更するため、現在の調達手続を合理化したうえで標準化できる部分を洗い出し、事務を整理します。

また、IT調達に関する業者登録制度の創設や、E A[※]を活用した各種雛形の作成などにより更なる業務改善と費用対効果の向上を図ります。（H23年3月まで）

【注釈*1】EA（エンタープライズアーキテクチャ）

：「全体最適」の観点から業務やシステムを改善する仕組み。

3 数値目標

指 標 名	単位	現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■情報システム維持管理経費予算額	億円	24.0 （21年度）	23.7	23.5	23.3	23.2
	目標 実績 達成率					

(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し

一連番号

17

所管部課 企画振興部 総合政策課 (1217)

1 改革の概要

- 政策の評価結果がより有効に施策に反映されるよう評価の手法や基準（必要性、有効性、効率性）等を見直すとともに、記載項目等を点検し、より県民にわかりやすい評価になるように改善します。
- 県民の意見を評価に反映させるため、政策評価に外部評価の導入を検討します。

2 平成22年度の実施内容

- 政策評価制度全般の制度改正
 - ・ 政策評価委員の代表者で構成する政策評価委員会制度改善部会で、評価基準などの制度改善案を検討（9月、12月）
 - ・ 学識経験者で構成する政策評価委員会で制度改善部会案を検討・承認（2月）
- 外部評価の試行実施
 - ・ 公募方式により NPO 法人等の外部評価機関を募集（2団体、2テーマ）（4月～5月）
 - ・ 外部評価の実施（6月～10月）
 - ・ 政策評価委員会制度改善部会で制度への本格導入、実施方法、評価対象とするテーマ等の検討（12月）
 - ・ 政策評価委員会での制度改善部会案の検討・承認（2月）

3 県民の利便性の向上

(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化

一連番号

18

所管部課

総務部 総務課 (1054)
企画振興部 総合政策課 (1216)

1 改革の概要

- 条例・規則に規定されている各種規制の緩和や行政手続の簡素化に向けた見直しを行い、県民の利便性の向上を図ります。
- 今後制定・施行が予定されている「地域主権推進一括法案」に、本県も含めた地方の意向が確実に反映されるよう、全国知事会等を通じて国に要望します。
- 「地域主権推進一括法案」等により地方自治体への様々な義務付け・枠付けが見直されることに伴い、各種規制の緩和や行政手続の簡素化を図り、県民・NPO・企業など多様な県民の利便性の向上を図ります。

2 平成22年度の実施内容

- 各種規制の緩和や行政手続の簡素化に向けた見直し
 - ・ 県民・各種団体等からの意見募集の実施などによる見直し対象の洗い出しを行います。(7月～10月)
 - ・ 上記の見直しの結果を踏まえ、各種規制の緩和・行政手続の簡素化を図ります。(10月～3月)
- 地方の意向が反映されるための国への要望
 - ・ 地域主権推進一括法案などについて、地方の実情を反映したものとなるよう国に要望します。(7月)
- 地域主権推進一括法案に基づく見直し
 - ・ 地域主権推進一括法案の成立・施行などに伴い、地方の条例制定権や裁量権の拡大が図られることから、各種規制の緩和や行政手続の簡素化などに取り組みます。(通年)

(2) 電子自治体の推進

一連番号

19

所管部課 企画振興部 情報企画課 (4271)
総務部 総務課 (1054)
総務部 税務課 (1123)

1 改革の概要

- 随時、電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し（認証方法、添付書類の見直し等）を行うとともに、携帯電話からも申請できる簡易な様式を増やし、利便性の向上を図ります。
- 納税者の利便性の向上を図るため、地方税の電子申告の一層の普及拡大を図るとともに、電子申告に係る納税手続へのマルチペイメント導入など、電子納税の実施について検討します。

2 平成22年度の取組内容

■ 電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し

・対象手続の拡大について

オンライン化対象手続の掘り起こしを随時行います。

特に7月をオンライン化強化月間と位置づけその取組を集中的に行います。（7月）

また、イベント等参加申込等においては、携帯電話からの申請にも対応した簡易申請機能を活用し、利便性の向上を図ります。（通年）

・既存手続の見直しについて

既オンライン手続の各業務手順を点検し、認証方法・添付書類の簡略化を含め、利用促進のための見直しを行います。（12月まで）

■ 納税者の利便性を図るための電子納税の実施

・関係団体を通じた電子申告への取組依頼

各振興局単位（地区税協単位）に開催される税理士との懇談会等の機会を活用し、事実上の申告者である税理士向けに周知、依頼を行います。（4月～7月）

・納税者に対する電子申告のPR

納税義務者に申告書を送付する際に電子申告をおすすめするPRチラシを同封し、その利便性を訴えます。（通年）

・電子申告データを利用した省力化等の検討

電子申告データを利用した入力事務の省力化についての検討を進め、併せて関係団体等の意向を踏まえて、マルチペイメントネットワークを導入して電子的納税を行うこととした場合の事務・業務フローの設計や費用便益の試算などを行います。（4月～8月）

3 数値目標

指 標 名	単位	現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■申告に占める県税の電子申告の割合（年度平均）	%	19.2 （20年度）	30	40	50	60
	目 標					
	実 績					
	達成率					

(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進

一連番号

20

所管部課

出納局 財産活用課 (2735・2733)
企画振興部 地域活力創造課 (1237)

1 改革の概要

- 県有施設の有効活用を図るため、土地や施設の空きスペースを、本来の使用目的にかかわらず県民に貸し出すなど、県民ニーズに沿った本来目的以外の利用を積極的に推進します。
- 構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等について、説明会や相談会を開くなど、市町村や県民への周知を行い、制度の活用を図ります。

2 平成22年度の実施内容

- 県有施設の貸出基準の策定と貸出物件の選定及び県民への周知、貸出
 - ・ 県有施設の貸出に必要な規則の改正や要綱の策定を行います。(6月)
 - ・ 職員会館や、会議室などの現況調査や施設管理者との調整を行い、貸出可能な施設の選定を行います。(4月～)
 - ・ 県民へ広報やホームページなどで周知を行い、貸出を実施します。(7月～)
- 構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等の周知、制度の活用
 - ・ 県民より県庁出前講座の申込があった際は、随時、構造改革特区や地域再生制度について(制度説明や申請の仕方、年間スケジュール等)の説明会を行います。
 - ・ 年に一度、国との共催による「構造改革特区・地域再生制度説明会」を開催し、制度説明や制度活用事例等の周知を図ります。(6月または10月)

3 数値目標

指 標 名	単位	目 標	現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■貸出施設件数	件	実績 達成率	—	3	7	12	17

(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進

一連番号

21

所管部課

総務部 総務課 (1054)

1 改革の概要

- 公共施設の利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進め、その具体的状況を公表します。
- 指定管理者制度を導入している施設において利用者がよりよいサービスを受けられるよう、指定管理者の経営努力を引き出すような制度の導入や、モニタリングの統一的な実施など、指定管理者制度の見直しを進めます。

2 平成22年度の取組内容

■ 公共施設のサービス改善状況の公表

利用者の満足度を高めるため、各公共施設において、利用者からの意見募集やニーズに応じた適切な情報提供など、サービスの改善につながるための具体的な取り組みを実施します。(4月～3月)

公共施設の22年度の利用者数等の目標を設定し、21年度実績及びサービス改善のために実施する具体的な取り組み内容と併せて公表します。(5月～6月)

■ 指定管理者の経営努力を引き出すような制度の導入

指定管理者が管理する施設を使用した広告事業を実施できるような制度導入に向けて検討します。(4月～5月)

指定管理者の経営努力を引き出すため、利用料金制を採用していない施設において、使用料収入の増が指定管理者の収益につながる手法を検討します。(4月～5月)

指定管理料は原則渡し切りにすることを徹底し、指定管理者が年間の経営方針を立てやすくできるようにします。(4月～5月)

■ 指定管理者制度導入施設のモニタリング実施

指定管理者が、施設の管理状況、職員の対応状況、利用者満足度などサービスに関する利用者アンケートを実施し自己評価するような仕組みを構築します。(4月～5月)

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 公共施設顧客満足度	%	目 標 実 績 達成率	76.7 (20年度)	79.0	80.0	81.0	82.0

4 県政運営の公正の確保と透明性の向上

(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進

一連番号

22

所管部課

建設交通部 建設管理課 (2426)

1 改革の概要

- 建設工事における総合評価落札方式の拡大や地域要件のブロック制導入、建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入など、適切な競争条件の設定に努めます。

2 平成22年度の取組内容

- 建設工事における総合評価落札方式の拡大
 - ・ 県で発注する予定価格4千万円以上の工事について、企業の技術力や創意工夫による耐久性の向上等、品質の確保が期待できる工事を対象に総合評価落札方式を拡大します。(4月から)
- 建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入
 - ・ 建設交通部発注の予定価格3百万円以上の土木関係建設コンサルタントの設計業務を対象とした総合評価落札方式を拡大します。(4月から)
 - ・ 農林水産部発注の予定価格3百万円以上の土木関係建設コンサルタントの設計業務における総合評価落札方式の導入を試行実施します。(4月から)
- 建設工事における地域要件のブロック制導入
 - ・ 平成21年9月から、予定価格1億円以上3億円未満の一般土木工事の地域要件を、原則として全県エリアから県内3ブロック(県北・中央・県南)に変更しており、22年度においては、実施状況を検証し、導入可能な工種・工事規模等について検討を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■総合評価落札方式適用工事割合(4,000万円以上の工事)	%	目 標	40	45	45	50	50
		実 績	(21年度)				
		達成率					

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■建設コンサルタント業務の総合評価落札方式の実施割合(土木コンサルタント業務)	%	目 標	32	35	35	40	40
		実 績	(21年度)				
		達成率					

(2) 職員の再就職に関する透明性の確保

一連番号

23

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 改革の概要

- 適切な退職管理と適正な公共調達を確保するため、職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員からの働きかけを防止する措置を、引き続き講じていきます。
- 出資法人等への再就職について、透明性の一層の確保のため、新たに次の規制等を行います。
 - ・ 出資法人等から職員の紹介依頼がある場合は、再就職後に担当する業務、解決すべき課題等を明記した書面を提出させます。
 - ・ 出資法人等に再就職した場合の給料は、業務内容に応じた水準とし、最大でも県退職時の3分の2を超えないものとします。
 - ・ 出資法人等に再就職した者が退職する場合には、これまでも一律に算定する形での退職金は支給しないよう指導してきましたが、今後は退職金及び功労金は一切支給しないこととします。

2 平成22年度の実施内容

■ 職員の営利企業への再就職制限や働きかけの防止

- ・ これまで同様、退職時に本庁課長相当職以上の職にある職員は、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するものとします。
- ・ これまで同様、退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した職員であった者は、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するものとします。また、県は、当該営利企業に対しても、再就職した職員であった者を、退職後2年間は、県への営業活動等に従事させないよう要請するものとします。

■ 出資法人等への再就職についての規制

- ・ 出資法人等から職員の紹介依頼がある場合は、再就職後に担当する業務、解決すべき課題等を明記した書面を提出させます。
- ・ 出資法人等に再就職した場合の給料は、県退職時の給料額以下（最大でも県退職時の3分の2）に抑えるものとします。
- ・ 出資法人等に再就職した者が退職する場合には、退職金及び功労金は一切支給しないよう指導します。

■ 調査時期の変更

- ・ 再就職の公表漏れを最小限にするため、平成22年度の公表からは、調査時期をこれまでの6月1日から8月1日にします。

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1 職員数の見直し

(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し

一連番号

24

所管部課

総務部 人事課 (1043)

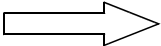
1 改革の概要

- 行政サービスの維持・向上に十分配慮しながら、事務事業のより一層の見直しを行い、引き続き職員数の縮減に取り組みます。
- 毎年の採用を一定数に保ちながら、職務経験者の採用も計画的に行い、年齢構成のバランスをとるよう努めます。

2 平成22年度の取組内容

■ 職員数の縮減

平成25年度の3,300人体制の達成に向け、新規採用の抑制による職員数の縮減を基本としつつ、組織の新陳代謝を図る観点や将来の年齢構成バランスにも十分配慮するため、採用数を平準化することとし、毎年度の新規採用を70人程度とします。

3,761人(H21)  3,594人(H22) <167人の減>

(

 ○平成21年度退職者等(年度途中退職者含む).....220人程度

 ○平成22年度新規採用者.....60人程度

)

■ 非常勤雇用・再任用制度の活用

定年退職者のピークを迎えていることを踏まえ、必要に応じて退職者の再任用や非常勤雇用を行い、県職員として培った経験・能力・技術を活用することにより円滑な行政運営を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■知事部局の職員数 (病院、県立大学、公営 企業を除く)	人	目 標 実 績 達成率	3,761 (21年度)	3,594	3,472	3,384	3,300

(2) 出資法人等への関与の縮小

一連番号

25

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 改革の概要

- 県と出資法人等との役割分担を明確にし、出資法人等が自らの責任で効率的な運営ができるように、県からの職員派遣を縮小します。

2 平成22年度の取組内容

■ 県からの派遣職員数の縮小

派遣先団体との協議を行い、派遣先団体でのプロパー職員の採用及び登用、業務の効率化による人員削減等により、県からの派遣職員を計画的に削減します。(4月～)

- ・ 県からの派遣を取りやめる団体
日本司法支援センター、(社福) 秋田県小児療育事業団、秋田おばこ農業協同組合、(社) 秋田県貿易促進協会、能代商工会議所、(財) 秋田県建築住宅センター、秋田県住宅供給公社、秋田内陸縦貫鉄道(株)
- ・ 県からの派遣を縮小する団体
公立大学法人秋田県立大学、公立大学法人国際教養大学、独立行政法人秋田県立病院機構、(社) 秋田県農業公社、秋田県農業会議、(財) あきた企業活性化センター

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県からの派遣職員数	人	目 標	167	141	126	115	103
		実 績	(21年度)				
		達成率					

2 知事部局の組織の再編・見直し

(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編

一連番号

26

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 改革の概要

- 簡素で効率的な県政運営体制の確立のための再編
事務及び事業の運営体制が簡素で効率的なものとなるよう組織の再編を行います。
- 「ふるさと秋田元気創造プラン」等の重要施策や特定課題への対応のための再編
社会経済情勢の変化や本県が今後目指すべき方向を見据え、新たな行政課題や県民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できる体制とするため、組織の再編を行います。

2 平成22年度の取組内容

■ 簡素で効率的な県政運営体制の確立のための再編 (平成22年4月1日～)

- ・ 知事公室、総務企画部及び学術国際部の再編
内部管理に関する事務を分掌させるための組織として総務部を設置するとともに、企画及び地域振興に関する事務を分掌させるための組織として企画振興部を設置することにより、明確に機能を分担し、1室2部を2部に再編します。
- ・ 試験研究機関の所管の変更
試験研究機関は、消費者や事業者のニーズを踏まえて事業部の施策と密接な連携を図りながら試験研究を行うことが望ましいという観点から、学術国際部から事業部に所管を移します。
これにより、試験研究機関の予算や財産管理、人事は、事業部が所管します。
統一的・横断的な研究評価の実施、特許等の知的財産戦略の推進、高等教育機関等との連携、各センター間の連携などは学術国際局が担います。

試験研究機関	所管部	所管課
健康環境センター	生活環境部	環境管理課
農林水産技術センター	農林水産部	農林政策課
産業技術総合研究センター	産業労働部	産業政策課
総合食品研究センター ※	産業労働部	産業政策課

※ 総合食品研究所から改称

- ・ 会計管財課及び公共建築物活用室の再編
県有財産の効率的な管理を図るため、会計管財課から財産管理及び車両管理の業務を公共建築物活用室に移管し、会計管財課を会計課に、公共建築物活用室を財産活用課に、それぞれ名称を改めます。

■ 「ふるさと秋田元気創造プラン」等の重要施策や特定課題への対応のための再編 (平成22年4月1日～)

- ア 総務部
 - ・ 徴収特別対策室
市町村と協働して地方税の滞納整理を行うため、税務課の課内室として、徴収特別対策室を設置します。
- イ 企画振興部
 - ・ 地域活力創造課
地域づくりなど地域活性化に関する施策を一元化し、各種施策を充実することにより地域活力を向上させるため、地域活力創造課を設置します。

- ・ **スポーツ振興課**
スポーツ振興に一元的、総合的に取り組むことによりスポーツ立県を推進するため、スポーツ振興課を設置します。
 - ・ **少子化対策局**
少子化対策を総合的に企画、調整することにより施策を強力に推進するため、少子化対策局（部内局）を設置します（局の下に課は置きません）。
 - ・ **学術国際局**
学術国際部が担ってきた大学間、産学官及び試験研究機関相互の連携を引き続き推進するとともに、国際関連施策を統括するため、企画振興部の部内局として学術国際局を設置します。
 - ・ **学術振興課**
大学間、産学官及び試験研究機関相互の連携を一体的に推進するため、学術国際政策課と科学技術課を統合再編し学術振興課を設置します。
 - ・ **国際課**
国際関連施策について窓口を一元化し総合的に推進するため、国際課を設置します。
- ウ 健康福祉部**
- ・ **がん対策推進チーム**
がんの予防と治療に関する総合的な対策を強力かつ効果的に推進するため、メタボリックシンドローム予防推進チームをがん対策推進チームに改組します。
- エ 生活環境部**
- ・ **消費生活室**
消費者問題に関し迅速・的確に対応するため、安全・安心まちづくり推進室に消費者関連施策を一元化するとともに、同室の防犯、交通安全等に関する業務を県民文化政策課に移管し、同室を消費生活室に改めます。
- オ 産業労働部**
- ・ **地域産業振興課**
新たなリーディング産業や地場の中核企業を育成するとともに、創業支援を強化することとし、地域産業課を地域産業振興課に改めます。
 - ・ **産業集積課**
成長分野の企業や地域の特色を生かした企業の集積を促進するとともに、企業立地に関する業務を強化することとし、誘致企業室を産業集積課に改めます。
※ 東京に企業立地事務所を設置（東京事務所に併設）
 - ・ **食品産業課**
食品産業を地域経済を支える産業として育成するため、農林水産業との連携を強化しながら、商品開発や販路開拓を強力に支援することとし、食彩あきた推進室を食品産業課に改めます。
 - ・ **資源エネルギー産業課**
新エネルギー及び省エネルギーに係る技術開発、企業の立地や育成に関する業務を強力に推進するため、環境エネルギー推進課の業務の一部を資源産業課に移管し、同課を資源エネルギー産業課に改めます。
なお、環境エネルギー推進課を温暖化対策課に改めます。

(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し

一連番号

27

所管部課

総務部 人事課 (1043)

1 改革の概要

- 地域振興局について、次の点に配慮しながら組織の見直しを進めます。
 - ・ 行政改革の推進
 - ・ 行政サービスの維持
 - ・ 地域の特色や課題
 - ・ 県と市町村の機能合体の進捗状況
 - ・ 国の地方分権改革に関する動向
- 企画立案や内部管理などの業務を中心に特定の地域振興局に集約することにより、業務の効率化を進めます。
地域住民に直結した窓口業務や現場業務のほか、地域固有の課題に対応する部門は、基本的に全ての地域振興局に配置します。
集約する業務によっては、週の特定期日に職員を派遣するなど、地域住民の利便性に配慮した対応を行います。

2 平成22年度の取組内容

- **福祉環境部の試験検査体制の一元化** (平成22年4月1日～)
試験検査体制を一元化し業務の効率化や高度化を図るため、大館、秋田及び平鹿の3福祉環境部に設置している試験検査課の業務を健康環境センターに移管します。
- **建設部の内部組織の再編** (平成22年4月1日～)
現場やスピードを重視し、危機管理や繁忙期への柔軟な対応を図るため、現行の企画道路課、河川砂防課及び下水道課の3課を、企画調査課(入札・契約、調査設計、積算など)及び工務課(工程、施工管理など)の2課に再編します。
- **福祉環境部の健康づくり推進チームの業務の移管** (平成22年4月1日～)
鷹巣阿仁、秋田及び平鹿の3福祉環境部に設置している健康づくり推進チームは、設置期間満了により、業務を福祉環境部企画福祉課に移管します。
- **業務の集約等による組織の見直し** (平成23年度からの実施に向け、22年度中に検討)
 - ア **県税部門の本庁直轄組織化**
県税部門について、単独事務所として本庁直轄の組織化。
 - イ **総務企画部の工事入札事務の集約**
工事入札事務を特定の地域振興局に集約。※契約書等は8局で受付
 - ウ **農林部の農林企画課と普及指導課の統合**
 - エ **機能合体への対応**
市町村と協議中の機能合体の進捗状況に応じた組織及び人員配置の見直し。

3 知事部局以外の機関の改革

(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上

一連番号

28

所管部課 教育庁 総務課 (5112)

1 改革の概要

- 児童生徒数の減少や学校の統合等による教職員定数の減少を踏まえつつ、少人数学習や特色ある取組への教員の重点配置など、地域の実情に即した教職員の適正配置に努めるとともに、退職者の補充抑制、学校事務のセンター化、派遣教員の縮小などに取り組みます。
- 現行の受験年齢の維持などによる若手教員の採用や、博士号保有者、スポーツで国際大会に出場した者などの社会人特別選考の実施により、学校組織の活力の維持・向上に努めます。
- 学校運営機能の強化を図るため、学校教育法上の副校長の設置を検討するとともに、教育専門監を活用し、授業力の向上に引き続き取り組みます。
- 教育環境の向上を図るため、民間人講師の活用、進学情報関連企業との連携など、民間の優れた手法を生かした取組を推進します。

2 平成22年度の実施内容

■ 教職員の適正配置

少人数学習や特色ある取組への教員の重点配置などを行う一方、児童生徒数の減少や学校の統合等を踏まえつつ、地域の実情に即した教職員の適正配置に努めるとともに、退職者の補充抑制や学校事務のセンター化、派遣教員の縮小などに取り組みます。

○ 少人数学習の推進

- ・ 小1・小2・中1での少人数学級及び他学年での少人数授業（ティーム・ティーチング）により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を行うため、教職員を引き続き確保します。

一部の小規模小学校において、学校の課題に応じた学習指導体制が組織できるよう学級担任以外に臨時講師を配置することにより、学校の活性化を図ります（小学校まなび・ふれあい充実事業）。

○ 退職者の補充抑制

- ・ 引き続き退職者の補充抑制に努めます。
 - ・ 平成21年度退職者数
小・中学校 128人 県立高校 71人 特別支援学校 17人 計 216人
 - ・ 平成22年度新規採用者数
小・中学校 36人 県立高校 34人 特別支援学校 19人 計 89人

○ 学校事務のセンター化

- ・ 事務の効率化と事務職員のスキルアップを図るとともに、職員数の縮減を図るため小規模の学校を対象に、一定地域内で拠点校を定めて事務職員を集中配置します。
一地区のセンター化について事務職員1～2名を減じ、平成22年度は19地区80校で実施します。

○ 派遣教員の縮小

- ・ 市町村に派遣している社会教育主事等の派遣人員を引き続き縮小します。

■ 若手教員の確保、博士号保有者等の採用

小・中学校において教員の年齢構成を是正し学校活力を維持するため、教員の採用枠を確保するほか、学校教育の多様性への対応と充実を図るため、博士号保有者の採用や社会人特別選考による採用を行います。

○ 若手教員の確保、教員の年齢構成の是正

- ・ 若い優秀な教員を採用し、教員の年齢構成のアンバランスを解消するため、平成20年度採用から、受験年齢上限を全校種35歳に引き下げており、20代の占める割合が低い小学校については、平成21年度採用から32歳としています。
平成22年度に実施する選考試験においては、受験年齢制限を全校種35歳とします。

- ・ 平成22年度実施の小学校教諭採用試験において、本県一次選考を受験し一定の成績を修めた者が東京都の二次選考を受験可能とするなど、東京都との間で協調選考を実施します。

(参考) 20代の全校種平均 1.9%、うち小学校 0.8% (21年度末現在)

○ 社会人特別選考の実施

- ・ 平成22年度実施の選考試験における社会人特別選考の実施については、22年5月に決定・発表します。

- ・ 21年度実施教員採用選考試験・社会人特別採用の状況

中学校：英語（合格者1名） 高校：博士号保有者（合格者2名）

高校：外国語（合格者無し） 高校：保健体育（合格者無し）

■ 新しい職（副校長）の設置等による学校運営の強化

- 副校長の設置について検討し、22年度中にその方向を決定します。

○ 教育専門監の活用

- ・ 教育専門監は専門分野で卓越した力を発揮し、児童生徒の学習意欲の向上や教員の指導力向上に貢献しています。

22年度は、教育専門監の制度について、地域の教育環境や必要性等を踏まえ認定者数の拡充に努めるとともに、その周知と活用を図ります。

- ・ 22年度の配置状況：小・中学校20名 高等学校21名 特別支援学校4名

■ 民間人講師の活用、進学情報関連企業との連携

- 特別非常勤講師制度及び特別免許状制度の活用により、引き続き優れた知識や技能・技術を持った社会人の教育活動への活用を図ります。

- 教員の指導力向上と生徒の学力向上を図るため、本県高校生の苦手教科である理数系教科の指導にすぐれた予備校講師を学校等に派遣するなど、外部の学習指導のノウハウを導入する様々な取組を引き続き実施します。

◇ 22年度の取組「プロフェッショナル活用事業」

- ・ 数学科教員集中研修（大手予備校講師による、授業実践力を身につけるための講義・演習、授業実践研修等）

- ・ 英語・数学・理科思考力養成セミナー

- ・ 予備校等への教員の派遣研修

- ・ 夏季・冬季合宿セミナーの開催（総合教育センターで2泊3日の勉強合宿。県外大手予備校講師によるハイレベルな講義。著名な研究者、医学関係者等も講師に招く）

3 数値目標

指 標 名	単位	現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■教職員定数	目 標	10,519	10,352	10,176	10,004	9,857
	実 績	(21年度)				
	達成率					

(2) 県立高等学校の統合

一連番号

29

所管部課 教育庁 高校教育課 (5163)

1 改革の概要

- 各地域の生徒数や学校・学科のバランスを考慮し、生徒たちの希望に応える教育活動が展開できる学校づくりをするため、適正な学校規模を維持する観点から北秋田、湯沢、能代地区で高校を統合します。

2 平成22年度 of 取組内容

■ 北秋田地区統合校

平成23年4月開校に向けて、統合校校舎建築工事を実施します。
(22年12月完成予定)

- ・ 基本理念 「新しい時代を創造する人間の育成」
- ・ 統合対象校 鷹巣高校、鷹巣農林高校、米内沢高校、北秋田市立合川高校
- ・ 設置場所 鷹巣農林高校敷地
- ・ 設置学科および1学年あたりの学級数
普通科 (5学級)、生物資源科 (1学級)、緑地環境科 (1学級)

■ 湯沢地区統合校

平成23年4月開校に向けて、統合校校舎建築工事を実施します。
(23年2月完成予定)

- ・ 基本理念 「創造力や実践力のあるたくましい生徒の育成」
- ・ 統合対象校 湯沢北高校、湯沢商工高校
- ・ 設置場所 湯沢北高校敷地
- ・ 設置学科および1学年あたりの学級数
普通科 (2学級)、総合ビジネス科 (2学級)、工業技術科 (2学級)
- ・ 平成24年4月 専攻科開校予定 (介護福祉科(20名程度)、生産技術科(10名程度))

■ 能代地区統合校

平成25年4月開校に向けて、統合校の実施設計及び事前調査を実施します。

- ・ 基本理念 「グローバルな視野で未来を切り拓く力を育む」
- ・ 統合対象校 能代北高校、能代市立能代商業高校
- ・ 設置場所 能代商業高校敷地
- ・ 設置学科および1学年あたりの学級数
普通科 (3学級)、国際コミュニケーション科 (1学級)、情報ビジネス科 (2学級)

(3) 警察本部の改革

一連番号

30

所管部課

警察本部警務課 (2938)

1 改革の概要

- 定年退職警察官を再任用し、長年培ってきた専門的な知識・経験・技能を活用することにより、現場執行力の確保や若手警察官等後継者の育成を図り、県民の安全で安心な暮らしを守ります。
- 治安情勢に的確に対処するため、必要な部署への増強配置を図りつつ、事務の効率化を図り、合理化・再配置に取り組むことにより、一般職員数を縮減します。

2 平成22年度の取組内容

■ 定年警察官の再任用の実施

現場執行力の確保や若手職員の育成を図るため、専門的な知識や技能を有する定年警察官の再任用に向けた作業を実施します。

- ・ 再任用希望状況の把握 (22年4月)
- ・ 再任用計画の策定 (22年5月)
- ・ 事前審査 (22年9月～12月)
- ・ 再任用 (23年4月)

■ 一般職員の縮減の検討

事務の効率化を推進するとともに、合理化・再配置に取り組むことにより、一般職員数の縮減を検討します。

- ・ 事務の効率化の検討 (通年)
- ・ 合理化・再配置の検討 (23年1月～3月)

3 数値目標

指 標 名	単位	現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■一般職員数	人	目 標	378	375	372	370
		実 績				
		達成率				

(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討

一連番号

3 1

所管部課

総務部 人事課 (1046)

1 改革の概要

- 各行政委員会の委員（非常勤特別職）に支給する報酬について、各委員会の活動状況を踏まえ、支給方法や支給水準について検討し、必要に応じて、報酬の日額化などの見直しを行います。

2 平成22年度の実施内容

- **委員会活動の実態の把握**
各行政委員会における委員の活動実態を調査します。（4月）
- **各委員会との意見交換の実施**
各行政委員会と委員報酬のあり方について意見交換します。（5月）
- **報酬のあり方の検討**
全国知事会行政改革プロジェクトチームの検討状況なども参考に、委員会の性格・活動状況等を踏まえた適切な支給方法や支給水準のあり方について検討し、必要に応じて見直しを行います。（6月～9月）

（参考）現行の報酬月額

委 員 会 名	委員長(会長)	委 員
教育委員会	185,000円	172,000円
選挙管理委員会	185,000円	172,000円
人事委員会	185,000円	172,000円
公安委員会	185,000円	172,000円
労働委員会	185,000円	152,000円
収用委員会	128,000円	90,000円
海区漁業調整委員会	28,000円	25,000円
内水面漁業管理委員会	28,000円	25,000円
監査委員	—	110,000円

(5) 議会事務局サポート機能の強化

一連番号

32

所管部課

議会事務局 総務課 (2112)

1 改革の概要

- 地方分権の進展や厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に迅速・的確に対応するため、「行政監視」、「政策提言」、「県民に開かれた議会」のさらなる強化・充実を目指し、分権時代に即応した議会運営の諸改革が円滑に図られるよう事務局のサポート機能の強化に努めます。

2 平成22年度の実施内容

■ 行政委員会に対する本会議への出席要求

平成21年度の「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」における協議・検討結果に基づき、行政委員会に対する本会議への出席要求については、次のとおり実施します。

- ・行政委員会に対する本会議への出席要求について（4月～）

行政委員会に対する本会議への出席要求について、平成22年4月以降、教育長及び警察本部長を除く行政委員長等に対しては、答弁が必要な場合のみ本会議への出席を要求します。

■ 定例会の会期のあり方や議決事件の拡大についての調査・検討

「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」を開催し、定例会の会期のあり方や議決事件の拡大について、調査・検討を進めます。

- ・定例会の会期のあり方について（4月～3月）

通年議会や定例会年2回制等の議会運営については、行政監視や政策立案等分権時代の地方議会に求められる機能の一層の発揮・強化に繋がる可能性があることから、調査・検討を進めます。

- ・議決事件の拡大について（4月～3月）

県の基本構想・基本計画に議会の意思を反映させるべきとの視点から、県の基本構想等を議決事件とすることについて、調査・検討を進めます。

4 地方独立行政法人の経営改善

(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立

一連番号

33

所管部課 健康福祉部 障害福祉課 (1335)

1 改革の概要

- 太平療育園と小児療育センターを再編統合し、高度な専門療育の安定的な提供と、円滑な運営を図るため、平成22年4月に、地方独立行政法人秋田県立療育機構を設立します。

2 平成22年度の実施内容

- 地方独立行政法人秋田県立療育機構を設立します。(4月1日実施済み)

(新) 医療療育センター

継続機能

- ☆ 診療部門(小児科、整形外科、精神科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科)
- ☆ 通園施設
- ☆ 肢体不自由児施設
- ☆ 発達障害者支援センター

新たな機能の追加

- ★ 医療機能の充実強化
- ★ 障害児への一貫した療育の提供
- ★ 重症心身障害児施設部門の設置(新設40名)
- ★ 重症心身障害児者通園事業の拡充(B型→A型)
- ★ 知的障害児通園施設部門の拡充(30名→60名)
- ★ 総合相談・地域療育支援センター部門の設置

効果

- ① 乳幼児期から学齢期までの一貫した療育の提供
- ② ライフステージに応じた幅広い総合相談支援
- ③ 教育施設との連携による総合的支援
- ④ 全県の地域療育を支援する中核的療育機関としての機能
- ⑤ 経営上のメリット
 - ・ 施設統合とアウトソーシングによる管理部門人件費の縮減
 - ・ 医療機能強化による収益面への反映
 - ・ 法人化による弾力的、効率的な施設運営

(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進

一連番号

34

所管部課

企画振興部学術国際局 学術振興課(1224)
健康福祉部 医務薬事課(1402)

1 改革の概要

- 秋田県立大学及び国際教養大学に対する県の人的関与を必要最小限にとどめ、法人の創意工夫により自立的・機動的な運営ができるよう、県からの派遣職員数を段階的に縮減します。
- 県立病院機構について、医療機関同士の連携の強化や病床管理の弾力化、医療スタッフの弾力的な配置等により、医療需要や患者動向の変化等に機敏に対応し、医療サービスの向上を図るとともに、安定的な経営基盤を確立するため、収入の確保と費用の節減を進めます。

2 平成22年度の取組内容

- 県からの派遣職員の縮減（公立大学法人）
公立大学法人への県からの派遣職員数を縮減します。（4月）
・平成22年度は公立大学法人秋田県立大学への派遣職員を前年度比7人、公立大学法人国際教養大学への派遣職員を同2人減らします。
- 医療サービスの向上と安定的な経営基盤の確立（県立病院機構）
 - 効率的な運営体制の構築
病床の稼働状況等を踏まえ、診療科を超えた医療スタッフ及びベットの弾力的な配置を行います。
 - 事務部門の職員の確保・育成
さらなる経営改革に向けた教育・研修等を通じ、職員の経営意識の醸成を図ります。（通年）
 - 収入の確保、費用の節減
 - ・病診連携の強化により、また、地域の介護施設等との連絡を密にし、リハビリテーション医療を必要とする患者の受入を図ります。
 - ・退院日前に概算費用を患者に示して支払準備を促し、高額療養費制度の自己負担限度額適用認定の手續をしてもらう等未収金を発生させない取組を強化するほか、未収金について分納誓約をさせるなど回収に努めます。（通年）
 - ・物流管理システムによる医薬品等の適正な在庫管理、共同購入等を一層進め、費用節減を図ります。（通年）
 - ・物品購入について複数年契約を締結するなど、費用の節減に努めます。（通年）

3 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県からの派遣職員数 （公立大学2法人計）	人	目 標	54	45	37	33	28
		実 績	（21年度）				
		達成率					

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 経常収支比率 （県立病院機構）	%	目 標	97.5	100.4	101.6	101.0	100.9
		実 績	（21年度）				
		達成率					

Ⅳ 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保

(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保

一連番号 35

所管部課 総務部 財政課 (1104)

1 改革の概要

- 事業の選択と集中を徹底のうえ、喫緊の課題である経済・雇用対策や、「ふるさと秋田元気創造プラン」等の秋田の発展につながる重点施策について、予算を積極的に配分します。
- すべての既存事業について、必要性、緊急性、効率性等の観点から見直しを図り、新規事業等の財源を確保します。

2 平成22年度の取組内容

■ 重点施策の推進

「ふるさと秋田元気創造プラン」のプロジェクト等、本県の将来の発展につながる取組を重点的に推進するため、これら施策に積極的に予算を配分します。

(重点施策) 総事業費696億円

①ふるさと秋田元気創造プラン	239億円
②スポーツ・教育・文化でつくる元気な秋田	75億円
③県と市町村の協働の推進	36億円
④経済・雇用対策	346億円

■ 選択と集中の徹底

事業の「選択と集中」を徹底させることにより、政策予算に対する重点施策の割合を20%以上とします。

(重点施策の割合)	政策予算総額	重点事業	政策予算に占める割合
平成21年度当初予算	2,923億円	502億円	17.2%
平成22年度当初予算	3,212億円	696億円	21.7%

■ 予算編成を通じた見直し

各事業について部局が主体となって見直し（一次見直し）を行うとともに、総務企画部でさらに精査（二次見直し）を行います。（10月～1月）

■ スクラップ・アンド・ビルドの徹底

事業の整理統合を進めるとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底により、新規事業等の財源を確保します。

平成22年度当初予算においては、既存事業の見直しにより、新規・拡充事業分として50億円以上を確保します。

(22年度当初予算)	一般財源ベース
経常経費の縮減額	△10億円
政策経費の縮減額	△53億円
新規・拡充事業への配分	87億円

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■政策予算総額(当初予算)に占める重点施策事業の割合	%	目 標	17.2	21.7	23.0	24.0	25.0
		実 績	(21年度)				
		達成率					

(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援

一連番号

36

所管部課

総務部 財政課 (1104)
企画振興部 地域活力創造課活力ある農村集落づくり推進チーム (1215)
企画振興部 少子化対策局 (1249)

1 改革の概要

- 地域活性化や少子化対策で、市町村や地域団体が主体的に取り組む事業を支援するため、市町村等が裁量を発揮して取り組める新たな交付金制度を創設します。また、制度の内容については、「秋田県・市町村協働政策会議」等の場を通じて、市町村等との十分な協議を踏まえ決定します。
- 高齢化等集落の自立と活性化に向けて、集落自治会やNPO法人等の地域協働組織が行う実践活動の立ち上がり段階をサポートする「元気なムラづくり“チャレンジ”支援事業」を実施します。

2 平成22年度の実施内容

- **新たな交付金制度の創設と市町村振興資金の効果的運用**
 - ・市町村がそれぞれの現状と課題に応じ、主体的に少子化対策を行うため、新たに「市町村少子化対策包括交付金」を交付します。(4月～)
 - ・市町村振興資金貸付金については、平成22年度当初予算は前年度を上回る貸付枠を確保するとともに、新たに定住自立圏や少子化関係事業に対しても無利子貸付を行えるようにするなど、柔軟かつ効果的な運用を図ります。(4月～)
- **「地域活力創造戦略プロジェクト」の実施**

県民の自由な発想に基づく地域資源の有効活用や新たな地域ブランドの創出等を通じて、地域の活性化や新たなビジネス展開を図ろうとする取組を支援します。(5～6月公募、実施6月～。10件程度)

また合わせて、本プロジェクトで採択された取組をはじめ、農山漁村コミュニティ・ビジネスなどを対象に、専門家の派遣を通じ新たなビジネス展開をサポートする「秋田の元気ビジネス応援隊派遣事業」を実施します。(6月～)
- **「元気なムラづくり“チャレンジ”支援事業」の実施**
 - ・元気なムラづくりにチャレンジする団体を8団体公募します。(4月)
 - ・県が設置する審査会において選考決定します。(5月)
 - ・採択団体と市町村・県など関係者による「元気なムラづくりミーティング」を実施するなど、地域協働組織等が行う実践活動の立ち上がり段階をサポートします。(6月～3月)

3 数値目標

指 標 名	単位	現状 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■関連予算額	億円	—	3	3	3	3
	目標					
	実績					
	達成率					

指 標 名	単位	現状 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■高齢化等集落の活力向上対策等に取り組む市町村数	数	10 (21年度)	25	—	—	—
	目標					
	実績					
	達成率					

2 歳出の見直し

(1) 人件費の縮減

一連番号

37

所管部課

総務部 財政課 (1104)
総務部 人事課 (1046)

1 改革の概要

- 新たな定員適正化計画等の着実な推進により、総人件費を縮減します。
- 社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、業務の特殊性が変化した手当等について見直しを行います。
- 業務執行体制の見直しを行い、管理職職員数を削減するとともに、管理職手当の見直しを行います。

2 平成22年度の取組内容

■ 総人件費の縮減

新たに策定する定員適正化計画の推進等により、給与費の一層の縮減に取り組みます。
(4月～)

22年度当初予算 (対20年度最終予算との比較)

人件費削減総額	△ 9億円		
給料	△ 15億円	退職手当	3億円
職員手当	△ 28億円	その他	6億円
共済費	25億円		

■ 各種手当等の見直し

農林漁業普及指導手当等について、業務の特殊性の変化に着目した見直しを検討します。
(4月～3月)

また、管理職職員数を4割程度削減するとともに、管理職手当の支給額を平均で約12%引き下げます。(4月)

主な管理職手当支給月額 (行政職)

区 分	平成21年度	平成22年度
部長級	130,300円	119,900円
次長級	94,000円	84,600円
課長級	74,800円	66,500円
上席主幹級	66,500円	58,200円
本庁班長級	55,500円	47,600円

3 数値目標

指 標 名	単位		現状 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■総人件費	億円	目 標	1,544	1,535	1,496	1,477	1,466
		実 績	(20年度)				
		達成率					

(2) 県単独補助金の見直し

一連番号

38

所管部課

総務部 財政課 (1104)

1 改革の概要

- 全ての分野の県単独補助金について、負担の適正化、県民ニーズの再検討、各種団体等の事務の効率化の観点から見直しを行います。また、終期の設定、計画的縮減等についても検討します。
- 補助金の見直しに当たっては、関係機関の十分な理解を得ながら進めます。
- 本県の将来の発展に向けて必要な事業や、県民の安全・安心につながる事業等については、財政改革により財源を確保し、積極的に対応します。

2 平成22年度の取組内容

■ 県単独補助金の見直し

全ての分野の県単独補助金（H21当初 307件、約347億円）について、対象の重点化や効率的な事業執行の観点等による縮減を図ります。

見直しの分類	件数	増減
○社会ニーズの変化等から廃止	28	△4億円
○社会ニーズの変化等から縮減	39	△4億円
○対象を重点化することにより縮減	25	△5億円
○効率的な事業執行の観点等から縮減、自然減	87	△20億円
合 計	179	△33億円

■ 県民ニーズへの対応

県民ニーズ等の観点から、増額・新設が必要なものについては、積極的に対応します。

■ 団体、市町村等への説明

見直しに当たっては、関係団体や市町村等への十分な説明を行います。（5月～1月）

3 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■補助金の縮減額 （新規・拡充分を除く）	億円	目 標	△51	△33	△10	△10	△10
		実 績	（21年度）				
		達成率					

(3) 公共投資の重点化及びコスト削減

一連番号

39

所管部課

総務部 財政課 (1104)
企画振興部 総合政策課 (1216)
建設交通部 建設管理課技術管理室 (2418)

1 改革の概要

- 将来の県民負担につながる県債残高を縮減する観点から公共事業費の縮減を図るとともに、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の効果的な重点配分に努めます。
また、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、国の経済対策や地方財政計画を勘案し、機動的・弾力的に対応します。
- 国直轄事業負担金については、維持管理費が23年度から全廃されることになりましたが、今後も国と地方の役割分担を明確化するとともに、建設費については地方が真に必要なとする公共事業を実施できるような仕組みをつくった上で、将来的に廃止することを、本県独自に又は全国知事会等を通じて、国に要望します。
- 公共工事の新規箇所等について、設計の最適化によるコスト縮減を図るため、インハウスによる「設計VE」を推進します。
- 社会資本整備のライフサイクルコスト縮減のため、「長寿命化施策」を推進します。

2 平成22年度の取組内容

- **総事業費の縮減と重点化**
総事業費の着実な縮減を図るとともに、投資事業の重点化を図ります。
22年度当初予算 対前年度 △140億円
(公共事業 △45億円、国直轄事業負担金 △84億円、その他投資的経費 △11億円)
- **機動的かつ弾力的な予算化**
予算化に当たっては、国の予算措置の状況や県内経済情勢等を踏まえ、必要に応じて県単独事業について一定量を確保するなど、機動的かつ弾力的な対応に努めます。
- **国への要望**
国直轄事業負担金のあり方等について、全国知事会等を通じて国に要望します。(7月)
- **「設計VE」の推進**
・公共工事の新規箇所等について、設計VEの適用を推進します。(4月～)
- **「長寿命化施策」の推進**
 - ・都市公園3カ所(小泉湧公園、中央公園、北欧の杜公園)について、平成22年度内の長寿命化計画の策定に取り組みます。(4月～)
 - ・流域下水道の3処理区(臨海処理区、大曲処理区、横手処理区)について、平成23年度内の長寿命化計画策定に向け、平成22年度は施設の状況調査を実施します。(4月～)
 - ・流域下水道の2処理区(大館処理区、鹿角処理区)について、平成24年度内の長寿命化計画策定に向け、平成22年度は対象施設の選定を実施します。(4月～)
 - ・河川課所管の5施設(樋門・樋管、砂防ダム、急傾斜防止施設、地すべり施設、ダム)について、平成23年度の長寿命化計画の策定に向け、平成22年度は現況施設の調査を実施します。(4月～)

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■投資事業費(当初予算)	億円	目 標	1,139	999	954	902	893
		実 績	(21年度)				
		達成率					

(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減

一連番号

40

所管部課

総務部 財政課 (1104)
出納局 財産活用課 (2733)

1 改革の概要

- 事務費について、これまで以上に職員一人ひとりにコスト意識を徹底させ、事務の効率化・簡素化などにより経費縮減を図ります。
- 施設管理運営費について、より効率的・効果的な管理運営体制を構築し、光熱水費、委託業務費等の固定経費の縮減を図ります。
- 県有建築物において、エネルギー使用量の多い施設の原因を分析し、改善します。また、エスコ事業の導入や省エネ機器への更新などによりエネルギー使用量の削減を図ります。

2 平成22年度の取組内容

- 予算編成を通じた見直し
各事業について部局が主体となって見直し（一次見直し）を行うとともに、総務企画部でさらに精査（二次見直し）を行います。（10月～1月）
- 予算調整基準の設定
経常経費のうち裁量的な経費については、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則5%縮減することにより、10億円を縮減します。
- エネルギー使用量の適正化
 - ・エネルギー使用量の多い施設への節電調査やボイラー機器などの運転状況について、立入調査を行い、必要に応じ機器改善や使用改善の指導等を行います。（6月～11月）
 - ・省エネ改修の指針となる、県有建築物のエネルギー量削減方法を取りまとめた中長期計画を策定します。（11月）
- エスコ事業の導入
 - ・秋田ふるさと村・近代美術館にエスコ事業を導入し、電気、ガス、灯油のエネルギー使用量を削減します。（8月契約 9月～1月工事 H23年運用開始）
 - ・エスコ導入可能施設1箇所の事業者公募を行います。（12月）
- 省エネルギー機器への更新
 - ・設備機器更新時期を検討しながら、省エネ機器への更新を行います。（12月）

3 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■経常的経費の縮減額 （一般財源ベース）	億円	目 標 実 績 達成率	△12 （21年度）	△10	△5	△5	△5

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■県有建築物のエネルギー 使用量	%	目 標 実 績 達成率	100 （20年度）	98	97	96	95

(5) 県債発行額の抑制(臨時財政対策債を除く)による プライマリーバランスの黒字確保

一連番号

41

所管部課

総務部 財政課 (1104)

1 改革の概要

- 将来の世代に過大な負担を残さない財政運営を行う観点から、歳入・歳出両面の財政改革の徹底、投資事業の重点化等により、県債の新規発行総額を抑制します。
- 地方交付税の振り替えとして発行する臨時財政対策債を除き、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字（県債発行額を当該年度の公債費「元金償還額」の範囲内に抑制）を確保し、県債残高の縮減を図ります。

2 平成22年度の取組内容

■ 県債発行総額の抑制

退職手当債や行政改革推進債の発行を取りやめるなどにより、将来の県民負担につながる県債の新規発行を抑制します。

平成22年度当初予算については、臨時財政対策債を除く県債の発行を対前年度比199億円縮減することにより、一般会計債等の残高は338億円減少させます。（ただし、臨時財政対策債の増加により、臨時財政対策債を含めた県債残高は197億円の増となります。）

（県債発行額）

	一般会計債等	臨時財政対策債	県債発行額計
平成21年度当初	584億円	503億円	1,087億円
平成22年度当初	385億円	600億円	985億円
（ H21→H22増減	△199億円	+97億円	△102億円 ）

（年度末県債残高）

	一般会計債等	全体(臨財債含む)
平成21年度末(見込み)	10,001億円	12,588億円
平成22年度末(見込み)	9,663億円	12,785億円
（ H21→H22増減	△338億円	+197億円 ）

■ プライマリーバランスの黒字確保（決算ベース）

将来の公債費負担軽減のため、県債発行の抑制により、臨時財政対策債を除いた、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を確保します。

3 歳入の確保

(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上

一連番号

42

所管部課

総務部 税務課 (1124)
税務課徴収特別対策室 (1272)

1 改革の概要

- 個人県民税の税收確保に向けて、県と市町村協働の組織である秋田県地方税滞納整理機構を設立するとともに、税務課内に徴収特別対策室を設置し市町村との連携による収入確保対策の強化に取り組みます。
- 個人県民税以外の県税についても、引き続きその収入率を確保するため、納税環境の整備や滞納処分の早期着手などの収入確保対策に取り組みます。

2 平成22年度の取組内容

■ 市町村との連携による収入確保対策の強化

- 秋田県地方税滞納整理機構（以下機構という）の業務開始
機構は任意組織であるため、滞納整理の実働を担う組織として県税務課内に徴収特別対策室を設置し当該業務を開始します。（4月1日実施済み）
- 機構と市町村とで引継事案の協議及び滞納整理（主として滞納処分）の開始（4月）
機構と市町村とで引継事案について協議を行います。また、機構が市町村からの引継事案を引受け滞納整理（主として滞納処分）を開始します。
- 滞納整理の本格開始（7月上旬）
平成21年度決算における新たな滞納事案について、機構が市町村からの引継事案を受け滞納整理を本格的に開始します。
- 機構委員会の開催（3月上旬）
機構委員会（委員長は県総務部長、委員は市町村長が指名する職にある者）を開催し、平成22年度の状況報告及び平成23年度体制について協議します。

■ 納税環境の整備や滞納処分の早期着手などの収入確保対策

- 納税環境の整備（通年）
口座振替納税の普及拡大とコンビニ納税の利用促進を図ります。
- 滞納処分の早期着手等（9月上旬から）
滞納件数の多い自動車税について、債権を中心とした差押を早期に実施するほか、動産等の差押財産については、インターネット公売を積極的に活用します。

3 数値目標

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■県税収入率（現年度分）	%	目 標	99.07	99.09	99.10	99.11	99.12
		実 績	(20年度)				
		達成率					

指 標 名	単位		現状（年度）	22年度	23年度	24年度	25年度
■県税収入率（滞納繰越分）	%	目 標	19.84	19.86	19.87	19.88	19.89
		実 績	(20年度)				
		達成率					

(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進

一連番号

43

所管部課

出納局 会計課 (2722)
財産活用課 (2735)

1 改革の概要

- 税外未収金の回収を促進するため、債務者に対し、電話や面接により繰り返し債務の履行を求めるとともに、差し押さえや交付要求などの法的措置を講じます。
また、未収金を所管する課長等で構成する「秋田県債権管理検討委員会」を開催し、回収方策について協議を行うなど、未収金の全庁統一的な管理を行います。
- 利用見込みのない県有資産について、民間不動産業者の活用による紹介制度の利用、インターネットの利用等により売却を促進します。

2 平成22年度 of 取組内容

- **債務者の実態調査の実施と税外未収金の回収対策の検討**
担当部局は、債務者の現状、債権の分類や性質、償還状況などの調査を実施し、未収金整理計画書を作成します。また、債権管理検討委員会ワーキンググループは、未収金整理計画書を基に担当部局のヒアリングを実施し、各債務者ごとに回収対策を検討します。
(4月～9月)
- **債権回収強化月間における税外未収金の回収**
10月と11月を債権回収強化月間とし、担当部局と債権管理検討委員会ワーキンググループは、文書、電話又は訪問による督促、財産の調査又は差し押さえなどを実施し、税外未収金の回収に努めます。(10月・11月)
- **未利用資産の売却の推進**
 - ・概ね年4回程度、一般競争入札を実施します。
 - ・県のホームページ、市町村広報を活用するほか、新聞の折り込みチラシ(20万枚)を10月頃実施します。
 - ・処分経費節減のため、建物付きの売却を推進します。
- **インターネット、民間事業者を活用した売却の推進**
 - ・年3回程度インターネット公売を実施し、広く県外からの購入希望者も募ります。
 - ・宅地建物取引業協会及び不動産協会のノウハウと情報網を活用した紹介業務を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■税外未収金の回収額	百万円	目 標 実 績 達成率	87 (20年度)	90	90	90	90

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■県有資産の売却額	百万円	目 標 実 績 達成率	304 (21年度)	150	100	100	100

(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等

一連番号

44

所管部課

総務部 財政課 (1104)
出納局 財産活用課 (2735)
総務部 総務課 (1054)
企画振興部 総合政策課 (1216)

1 改革の概要

- 使用料・手数料について、コスト計算の見直しなどを行い、受益に見合った適正な負担を求めることとし、額の見直し、減免措置の妥当性、新たな使用料等の導入などを検討します。
- 行政財産の目的外使用について、使用料を例外的に減免できる場合の減免率を見直すとともに、公募による長期貸付方式などを導入し、適正な使用料の徴収に取り組みます。
- 県印刷物やホームページへの企業広告掲載の拡充と、県有施設における壁面等への企業広告の掲出や施設命名権（ネーミングライツ）の売却により、新たな歳入の確保を目指します。
- ふるさと納税制度を活用した寄附の呼びかけを積極的に推進します。

2 平成22年度の実施内容

■ 使用料等の見直し

空港駐車場等の県有財産の使用料について見直しを行うほか、宗教法人に関する証明等について新たに手数料を設定するなど、受益とコストのバランスを考慮しながら使用料等の見直しを行います。

■ 目的外使用料の減免率の見直し

- ・財務規則第329条第1項の目的外使用許可規定を限定列举方式から例示方式に改め、これに合わせて減免基準の見直しもを行い平成22年4月から新基準を適用します。
- ・減免率については、22年度中に見直しを行います。

■ 公募による長期貸付方式の試行及び導入

- ・当面モデル事業として貸し出しを実施し、問題点の洗い出しを行ったうえで貸付要綱の策定に着手します。

■ 県印刷物、ホームページ、県有施設等への企業広告掲載の拡充

広報誌、自動車納税通知書用封筒等の県が作成する印刷物への広告、「美の国あきたネット」のバナー広告及び県有施設の壁面等への広告の掲載を実施します。また、広告事業に関する全庁的な働きかけを行い、新規の広告導入を図ります。（通年）

■ ネーミングライツ再募集の検討

ネーミングライツの再募集が円滑に実施できるよう、企業にとって投資価値のある魅力的な権利として提案できるための事前リサーチを行い、応募条件等を見直しを検討します。

■ 寄附金の広報の実施

市町村、県外事務所と連携しながら、県人会、ふるさと会、同窓会、イベント等の機会を活用して、県外在住者等に対する広報を随時実施します。

3 数値目標

指 標 名	単位		現状 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■使用料等の見直し件数	件	目 標	24	20	20	20	20
		実 績	(21年度)				
		達成率					

指 標 名	単位		現状 (年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■広告事業による収入総額	万円	目 標	2,348	2,500	2,600	2,700	2,800
		実 績	(20年度)				
		達成率					

(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用

所管部課

企画振興部 総合政策課 (1216)
総務部 財政課 (1104)

1 改革の概要

- 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の一体的な復元・強化に向け、本県独自に又は全国知事会等を通じて、地方交付税等の総額確保を国に強く求めます。
- 基金の残高や今後の活用状況等を勘案し、基金の役割や必要性の見直しを行い、整理・統合のほか、取り崩して一般財源として活用することや、条例に定められた使途の拡大など有効活用について検討します。

2 平成22年度の取組内容

- 国への要望
地方交付税等の総額確保について、全国知事会等を通じて国に要望します。(7月)
- 特定目的基金の活用
基金の充当事業の使途を拡大し、活用を図ります。
・美術品取得基金、森林整備担い手育成基金など 441百万円
- 基金の取り崩し、使途拡大、整理・統合の検討
全ての基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理し、可能なものから、廃止や一般財源としての活用等を図ります。(4月～)

3 数値目標

指 標 名	単位		現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■基金の取り崩し・使途拡大の金額	億円	目 標	6	4	4	4	4
		実 績	(21年度)				
		達成率					

4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進

(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

一連番号

46

所管部課

総務部 総務課 (1057)

1 改革の概要

- 「第3次第三セクター整理合理化指針」(平成20～22年度)に挙げた取組を着実に推進します。
- 平成23～25年度を実施期間として新たな第三セクター整理合理化指針を策定します。
- 新たな指針の対象法人は、「第3次第三セクター整理合理化指針」の取組実績を踏まえ、引き続き経営改善等の取組が必要な法人や公益法人制度改革に伴い、そのあり方の検討が必要な法人とし、着実な整理合理化を目指します。

2 平成22年度の取組内容

■ 「第3次第三セクター整理合理化指針」による取組の着実な推進

- ・ 第3次第三セクター整理合理化指針の21年度の取組実績を把握するとともに現状分析を行い、22年度の目標達成に向けて法人に対して適切な助言指導を行います。(通年)
- ・ 第3次第三セクター整理合理化指針の期間終了にあたり、目標に対する達成状況の見込みを取りまとめ、公表します。(2～3月)

■ 新たな第三セクター整理合理化指針の策定

- ・ 第3次第三セクター整理合理化指針期間(平成20～22年度)における取組実績の確認及び評価を実施します。(11月)
- ・ 第3次第三セクター整理合理化指針に基づく取組実績及び評価、所管課と法人の意向、公益法人制度への対応等を基に、次期指針の対象法人の選定を行います。(12月)
- ・ 次期指針(平成23～25年度)の対象法人について、所管課・法人と協議の上、新指針を策定し、公表します。(2月)

3 数値目標

指 標 名	単位	現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 第三セクター整理合理化指針目標達成累計数	法人数	目 標	5	23		
		実 績	(20年度)		※新指針策定時に決定	
		達成率				

(2) 経営評価の実施と経営健全化

一連番号

47

所管部課 総務部 総務課 (1057)

1 改革の概要

- 公益法人制度改革や新たな国の第三セクター指導方針を踏まえ、県の「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する方針」を改訂し、指導監督を強化します。
- 専門家による第三セクターの経営評価を実施することにより、適切な経営指導を行い、一層の経営合理化、効率化を進めます。

2 平成22年度の取組内容

■ 指導方針の改訂

現行の「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する方針」を公益法人制度改革や新たな国の指導方針の内容を踏まえ、県関与のあり方の再検討を含めて、時代に即した運営を目指したものに改訂します。(通年)

- ・ 現行方針の問題点の洗い出し
- ・ 公益法人制度と第三セクターのあり方のすり合わせ
- ・ 国の指導方針とのすり合わせ
- ・ 指針の策定

■ 専門家による経営評価の実施

公認会計士による経営評価を実施し、その内容に基づいて「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表」を作成し、県のHP上にて公開します。(6月～10月)

- ・ 所管課より各第三セクターの経営状況に係る書類・資料の提出
- ・ 公認会計士によるヒアリング及び経営資料の分析
- ・ 秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表の作成及び公表

3 数値目標

指 標 名	単位	現状(年度)	22年度	23年度	24年度	25年度
■赤字法人数	法人数	13 (20年度)	12	11	10	9
	目標実績達成率					